

第6章 災害復旧計画

特別防災区域に係る災害発生施設の応急復旧及び並行して実施する公共施設の災害応急復旧については、速やかに対応し、早期の完了を図る。

第1節 災害復旧の基本方針

特別防災区域に係る災害が発生した特定事業者等及び特別防災区域に係る災害により被災した公共施設の管理者は、必要な災害応急措置を講じるとともに、単に原形復旧にとどまらず、被害の再発を防止するために災害の発生原因を検証し、その結果に基づき必要な施設の改良などを積極的に行い、関連事業とも調整を図りながら、災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮する。

第2節 公共施設等の災害復旧

1 ライフライン等の災害応急対策

住民生活及び産業活動に重要な影響を及ぼす電気、ガス、水道及び電話通信回線等のライフライン並びに救援物資及び応急復旧資材の輸送を確保するための道路、港湾等の機能の早期回復を図るため、関係機関は速やかに災害応急復旧工事を施工するほか、その他の公共施設についても、その緊急度に応じて可能な限り早期復旧に努める。

2 災害復旧事業

石油コンビナート等防災計画に関連する主要な災害復旧工事は、概ね次のとおりである。

- (1) 電力災害復旧事業
- (2) ガス災害復旧事業
- (3) 水道災害復旧事業(上水道、下水道、工業用水道)
- (4) 公共土木施設災害復旧事業
 - ① 道路災害復旧事業
 - ② 港湾災害復旧事業
 - ③ 漁港災害復旧事業
 - ④ 海岸災害復旧事業
 - ⑤ 河川災害復旧事業
- (5) 農林水産施設災害復旧事業
- (6) 都市災害復旧事業
- (7) その他の災害復旧事業

第3節 コンビナート施設等の災害復旧

1 災害原因調査

特別防災区域に係る災害が発生した場合の災害原因調査については、関係行政機関の調査によるほか、特に必要がある場合には、防災本部に防災

関係機関及び学識経験者をもって構成する災害調査部会を設置し、調査する。なお、発生事業者は、関係行政機関の災害原因調査に誠意を持って積極的に協力する。

2 特定事業所等の災害復旧

- (1) 災害等による企業の事業中断は、企業の存立地域経済に大きな影響を及ぼすことから、特定事業所等は災害復旧に必要な資機材の確保に努めるほか、事業継続計画（BCP）を策定する必要がある。

被災施設の復旧については、再発を防止するため、災害原因調査の結果を踏まえた改善計画を関係行政機関に提出するとともに関係法令に基づく手続きにより、災害に強い施設づくりに努める。

- (2) 災害活動等に従事した従業員に対しては、心的外傷後ストレス障害（PTSD）の予防に努める。